

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ベトナム国水上保安能力強化計画準備調査
(QCBS)

調達管理番号：23a00250

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年6月21日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年6月21日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ベトナム国水上保安能力強化計画準備調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
- (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年8月 ～ 2024年7月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
社会基盤部 運輸交通グループ第2チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 6月 27日 12時
2	競争参加資格確認申請書	2023年 6月 30日 12時
3	企画競争説明書に対する質問	2023年 7月 5日 12時
4	質問への回答	第1回 回答日

	6月28日12:00までの受領分	2023年 7月 3日
5	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2023年 7月 7日
6	質問への回答	2023年 7月 10日
7	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
8	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 7月 14日 12時
9	プレゼンテーション	行いません。
10	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
11	見積書の開封	2023年 8月 3日 10時30分
12	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
13	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 46-47 ページ【「競争参加資

格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

1) 提出期限： 上記4. (3) 参照

2) 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの46ページ・47ページに記載する7点の書類に加え、以下もご提出ください。

i) 本件契約において現地法人・子会社・関係会社等との機密情報のやりとりの予定の有無、情報のやり取りの予定がある場合はその会社名と、情報のやり取りの際に基づく規定・社内ルール

3) 提出方法： 下記「8. プロポーザル等の提出」参照し、上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

4) 確認結果の通知：上記4. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法 (2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください (依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円)

未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4.(3)の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)及び別提案書

① 宛先: e-koji@jica.go.jp

② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例: 23a00250_〇〇株式会社_見積書]

③ 本文: 特段の指定なし

④ 添付ファイル: 「23a00250_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者決定の方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視

点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、可否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下について、加点・斟酌されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{点}$$

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4. (3)日程の期日までにプロポ

ーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

1 1. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ベトナム国水上保安能力強化計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「当国」という。）の公安省交通警察局水上警察（Ministry of Public Security Traffic Police Department Watery Police（以下「水上警察」という。）は、河川や内水における①パトロール活動や行政違反の摘発、②交通事故の捜査と処理、③救難救助活動や自然災害への対応、④社会秩序維持に関する犯罪（刑事犯罪や麻薬犯罪等）の予防及び取締りを所掌している。水上警察が所掌する水域は、内陸水路と呼ばれる河川や農業用水路のほか、離島航路や船舶が寄港する港を含むすべての内水であって、当国には離島が多数存在することから、遠いところでは、中国と接する北部トンキン湾の海上境界線付近のバクロンビ島（大陸海岸から約110km）やカンボジアと接する南西海域のホンハイ島（大陸海岸から約140km）も含まれている。特に国境に近い海域では、多くの船舶が活動し、近年、密輸事犯、自然資源の掘削、爆発物の輸送（爆竹、火薬等）、窃盗等の悪質な海上犯罪が検挙されるなど、犯罪のリスクが極めて高くなっており、犯罪に使われる船舶のサイズも大型化し、密輸や麻薬取引の活動は陸路から水路にシフトする等複雑化している傾向にある。

一方、水上警察は約100隻の船舶を保有しているものの、エンジン出力は600～1300馬力、大きさは10m～24mに過ぎず、活動範囲は河川や陸地近くの海域に限られ、最大で20海里（約36km）の沖合までしか進出することができず、法令で定められている水上警察の所掌水域全体をカバーできていないとはいえず、沖合での交通安全確保や犯罪取締りが十分に行えていない。現状、保有船舶で対応できない場合には他政府機関、民間企業や個人保有船舶を借りて対応している。

2016年7月、首相指示（No. 23/CT-TTg）により、公安省による水域での治安秩序維持活動や犯罪取締りの強化が示されており、当国にとって、水上警察の活動水域に40m級の警備艇を配備し同水域における水上保安能力の向上を図ることは優先度の高い事業と位置づけられる。

我が国は、「対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針（2012年12月）」にて、重点分野として「ガバナンス強化」を掲げ、司法・立法・法執行能力の強化等の統治

能力向上のための取組みを支援するとしている。また、海洋の安全に関し両国間の協力を更に強化し、インド太平洋地域の平和と安定の実現に資することは我が国政府の外交政策「自由で開かれたインド太平洋」においても重要と位置付けられている。

また、「対ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020年6月）」において、近年の経済活動の活発化に伴い、海難事故や係争等のリスクが増加しているなか、司法・法執行能力の強化等、統治能力向上のための取組への支援が重要分野と分析されている。本事業はこれら方針・分析に合致する。

本業務は、施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、「第3条 事業の概要」に記載の事業概要を踏まえ、第4条以降に記載の通り、本事業の実施に必要な調査を行うものである。

第3条 事業の概要

(1) 目標

本事業は、水上警察に対し警備艇の建造を実施することにより、当国の水上保安能力の向上を図り、もって当国海域の治安維持に寄与するもの。

(2) 概要

【機材】警備艇（全長約40メートル）1隻、スペアパーツ等

(3) 対象地域（警備艇係留サイト）

ベトナム国ハイフォンーニャチャン間海域及びバクロンビ島を主とする離島と本土ー離島間航路

(4) 実施機関

ベトナム国公安省交通警察局水上警察

(5) 本事業に関連する我が国及び他ドナーの主な援助活動

【日本】

- ベトナム「海上保安能力強化事業」（2020年7月L/A調印）
- 外務省経済社会開発計画「公安省交通警察局に対する警備艇1隻供与プロジェクト」（2017年1月E/N調印）

【他ドナー】

特に無し

第4条 業務の目的

本業務は、施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理費等の留意事項等を提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本契約における業務は、「水上保安能力強化計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の基本方針

本調査においては、原則下記の計3回の現地調査実施を想定する。なお、現地調査に際しては、JICAから調査団員を各一週間程度参加させる。

- 1) 第一次現地調査：最適な事業内容を検討するために必要な、事業背景・経緯・内容の確認、実施体制・法令等の確認、船艇運航・維持管理状況、自然条件、調達事情、免税情報、先方政府内事業承認手続き等に係る調査を実施する。
- 2) 第二次現地調査：先方政府内で要請書提出に必要な事業承認手続きに必要な情報を提供すると共に、側面支援を行う。
- 3) 第三次現地調査：最終報告書案を先方に説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用等

警備艇含む船舶供与という観点から、ジブチ「タジュラ湾海上輸送力増強計画」、同「海上保安能力向上計画」、インドネシア「海上保安能力強化計画」が類似案件として挙げられるが、これら事業の調査結果や、自然条件等の類似した事業に関する設計資料を収集する等、既存資料・情報を十分活用し、調査の重複を避ける。また、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法等について確認し、本十業計画に反映させる。本業務で入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容（設計条件とアウトプット）と横並びで比較し、報告書に反映させるものとする。

(3) 警備艇の規模、仕様及び建造隻数

本事業で建造する警備艇は、ベトナム側要請に基づき40m級1隻を原則とするが、本業務を通じてベトナム水上警察（以下「水上警察」）の船艇整備・運航計画（他ドナー支援を含む）を勘案した上で、その必要性・妥当性を検討し、方針を決定する。原則として、速度・航続距離・船長及び船員確保可否・燃料費・事業費に基づき複数のオプションを提案するものとする。提案されたオプションは日本側で関係機関を交えて議論し、その結果を踏まえ先方と議論することとする。なお本警備艇は、水上警察との議論結果を踏まえ、ジブチへの供与船で採用されたウォータージェット推進式ではなく、スクリュープロペラによる推進方式を採用することを前提とする。

以上の視点に加え、本事業での建造船舶検討の際は、同型船舶の国際相場にも留意し、本邦船舶の国際的競争力を検証する。

(4) 警備艇搭載機器の選定

警備艇に搭載される機器の選定に当たっては、その必要性・妥当性を水上警察の運航計画を参照しつつ検証し、その仕様を検討する。機器の選定に際しては、水上警察の所有船艇の搭載機器との整合性に留意するとともに、水上警察の技術レベルや維持管理の難易度、経済性等を十分考慮し、検討する。なお、機器の選定に当たっては JICA と密に協議を行うものとする。

(5) 係留施設等の検討

本事業で調達される警備艇は、供与後はベトナム北部ハイフォン周辺に配備し、平時にはハイフォンーニャチャン間の定期的パトロールに従事させることが想定されている。ハイフォンーニャチャン間の定期的往復運用に当たっては、各寄港地での燃料・清水の補給や係留施設の手配が必要となるため、本調査において係る手配の可否を確認することとする。また水上警察の所掌は内水だけでなく離島航路も含まれるため、当該警備艇は、大陸海岸から約 110 km 沖に位置するバクロンビ島を含めた離島への渡航も想定される。よって、各離島での寄港地での燃料・清水補給や係留の可否についても確認することとする。

なお、本警備艇の哨戒対象となる離島が具体的にどの島を含むかは要確認。特に領土問題で係争中のパラセル諸島（西沙諸島）等に行く可能性が無いかという点は確認が必要である。

(6) 警備艇の運営・維持管理

本事業で調達される警備艇は、ベトナム国公安省交通警察局がその運営・維持管理の責任機関となる。本調査に先立ち現地で実施された交通警察局に対するヒアリング及び現地視察の結果、維持管理に係る費用は必要に応じて公安省より交通警察局に対して配賦されるため、財政面での問題は基本的に無いこと、また、交通警察局は警備艇の運営・維持管理に係る基本的な経験・実績を有していることは確認済。本調査内では同前提を踏まえつつ、運営・維持管理に係る最新状況・動向を確認の上、水上警察の維持管理体制に係る課題が確認される場合には、本事業での対応策を検討・提案する。

なお、警備艇の運営という観点から、実際に船を動かし、警備・救難業務に従事出来る船員の確保可否についても、本調査での確認が必要である。

(7) 機材の軍事的用途への使用回避の確認等

本事業で整備される機材は、開発協力大綱における「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に基づき、軍事的用途に供するものでないことをベトナム側と

確認する。本事業では、使用目的に関わらず機銃等の搭載は想定しないが、本調査を通じて、水上警察に対し、警備艇引き渡し以降のベトナム側都合による機銃等設置意向有無について確認し、係る設置意向が確認された場合は、速やかに JICA に報告する。JICA は業務従事コンサルタントの報告に基づき対応方針を検討し、業務従事コンサルタントに対応方針を指示することとする。

(8) 環境社会配慮の確認

本事業は、環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんど無いと考えられることから、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA 環境ガイドライン」)に基づくカテゴリ-Cに分類されている。

第7条 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

発注者が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業背景・経緯等の確認

1) ベトナムにおける海上保安にかかる上位計画を確認する。

2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。

3) 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容及び水上警察の保有する船艇及び船艇運航・維持管理の教訓等を確認する。

(4) 海上保安・船艇運用状況調査

1) 既往資料を活用しつつ、海上犯罪取締り活動、巡視艇運用指令等海上保安活動の実態調査を行い、活動実施における課題を確認・整理する。

2) 水上警察における最新の船艇整備計画(他ドナー支援を含む)等を確認するとともに、警備艇の将来の運用計画を確認する。

3) 将来の運用計画、警備艇配備が計画されている基地・海域における、船舶運用体制、施設・設備、人員配置等の現状及び将来計画を確認する。

4) 上記1)～3)を踏まえ、本事業で整備される警備艇に求められる役割、能力、機能について、水上警察の意向を踏まえながら検討する

(5) 他ドナー支援状況調査

海上保安分野における他ドナーや国際機関（IMO等）の協力実績及び予定を確認し、本事業との関連、重複の有無等を確認する。なお、警備艇整備を予定している他ドナー等の支援については、その内容を詳細に調査し、基本的な仕様や支援スケジュール等を確認する。

（６） 事業実施体制の確認

事業実施機関である水上警察の組織・権限（上位官庁の公安省（Ministry of Public Security））との関係含む）・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。また、ジェンダー主流化の観点から、水上警察の女性職員の割合、雇用状況等を確認する。

（７） サイト状況調査

現地踏査、聞き取り調査、既往資料の分析により、警備艇の係留が予定されているハイフォンーニャチャン間各港内、加えて航行範囲に含まれるバクロンビ島を始めとした離島の係留施設の水上新警察使用岸壁区域及び周辺の管理区域区分を含む港湾利用状況等を調査・確認する。

（８） 自然条件調査

本調査にて行う設計、調達計画、積算について必要な精度を確保するため、対象サイトにおいて別紙１に示す自然条件調査を行う。調査の実施に際して、気象・海象調査については、既存記録／データ・資料の収集及びヒアリングにより実施することとする。ただし、調査コスト削減のため、既往資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意することとする。なお、自然条件調査については、インセプション・レポートで実施計画を示し、DCGと協議・確認する。

- ・ 気象/海象調査
- ・ 深淺測量

（９） 運航・維持管理体制の確認

- １） 海上保安活動に係る実施体制（予算、組織、人員、技術力等）を確認する。
- ２） 船艇の運航・維持管理予算（船艇修繕費、船艇運航費）について、予算実績と将来計画を確認し、水上警察の維持管理能力を確認する。
- ３） 既存船艇の運航状況及び維持管理状況（搭載機器のメンテナンス、日常点検や定期点検等の実施状況、スペアパーツの入手容易性や交換状況等）を確認し、これら状況を踏まえた上で、本事業で整備予定の警備艇の仕様や維持管理方を検討する。
- ４） 上記を踏まえ、巡視艇の運航・維持管理を行うために必要な人的体制、技術力、財務力を備えているか確認する。
- ５） 効率的な運用・維持管理を行うため「予防的保守体制； Preventive Maintenance Policy(PMP)」等の長寿命化計画を検討し、同計画に基づく予備品調達の検討を行う。

（１０） 建造・調達事情調査

運輸交通セクター（特に港湾・海事）に関連する法令や基準、設計・建造条件の確認、運輸交通セクター（特に港湾・海事）及び関連インフラに関する

る法令・基準・設計条件を確認する。建造計画・積算の必要精度を確保するため、ベトナム側関連機関と十分な協議・調整を行い、建造の条件（作業可能時間、海上交通規制計画等）を確認・整理する。

また、本事業で必要となる資機材、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることが判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

また、JICAの既往案件や、他ドナーによる周辺地域の事例について、調達事情、単価情報等を調査し、本事業との比較を十分に行うこととする。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが建造した船舶の調査を行い、その建造工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

なお以上の視点に加え、本事業での建造船舶検討の際は、同型船舶の国際相場にも留意し、本邦船舶の国際的競争力を検証する。

（11） 事業内容の計画策定（概略設計）

上記調査及び発注者との協議結果を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取るものとする。なお、船艇を含む機材コンポーネントの設計については、入札に対応できる精度を確保する。

1） 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2） 基本計画（船艇設計、浮棧橋設計）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお、警備艇の設計にあたっては、建造および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。また、ジェンダー主流化の観点から、男女別のトイレ、更衣室等の整備を検討する。なお、カウンターパート等に聞き取りを行う際は、男女双方からヒアリングすること。

浮棧橋については、ハイフォン・ニャチャン・バクロンビ島の3地点で新設の要否を確認する。調査により新設する必要が確認された場合は、別途契約変更にて対応するので、プロポーザル作成時の提案・関連費用の見積計上は不要。

3） 概略設計図

4） 船艇建造計画

- ・ 建造方針
- ・ 建造上の留意事項
- ・ 建造区分（先方負担工事との区分）
- ・ 建造監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、船舶を本邦又は第三国で建造する場合、その輸送は貨物船での輸送を想定しているが、輸送計画及び輸送に伴う諸手続きについても概略事業費と共に調査・検討を行う。

（１２） 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（便宜供与、船籍登録等の諸手続き、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

（１３） 相手国側事業承認手順の整理

本事業は、現段階では正式な要請書が未到達である。当国では、無償資金協力事業の要請書提出に際し、越国内で事業投資計画（Investment Policy）の首相承認手続きが必要となる。これまで計画投資省（MPI）に確認したところ、本事業は投資（Investment）型事業として事業投資計画を作成し、水上警察及び公安省の承認後、MPI を通じて関係省庁コメントを取付け、首相承認を経る必要がある。そのため、相手国側で本事業の要請書提出及び事業実施に必要な事業承認プロセス（関係省庁コメント取付けの有無や標準的な所要期間等）を関係機関へ確認すると共に当該承認手続きに必要な事項・情報を整理する。

（１４） 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税を確保すべき税目、対象及び免税方式をベトナム政府側には事前に説

明・確認し、同意を取り付けると同時に、議論結果を調査報告書に添付する討議議事録に明記するよう支援する。

免税情報はJICAベトナム事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同支所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

(15) 事業の維持管理計画策定

先方実施機関の組織力、技術力及び財務的能力を検証し、維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費、更新費用を検討する。

(16) 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意することとする。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材については入札に対応できる精度で積算することとする。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの機材編・補完編（2017年7月）を参照し、必要に応じて他の補完編も参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討することとする。

(17) 相手国事業承認手続きの側面支援

第7条(13)で整理した情報に基づき、越側で事業承認に必要となる情報（概略仕様や概略事業費等）を提供すると共に、関係機関から問い合わせを受けた際に必要となる情報を提供し、相手国内での承認手続きが速やかに完了し、当国財政省から要請書を発出できるよう側面支援する。なお、相手国側では承認後の事業内容修正手続きに時間を要することから、E/NやG/A署名時の修正作業を回避する必要がある。本事業の英文案件名称は「The Project for Strengthening the Water Police's capacity for operational order and safety management on waterways」として調整することとする。

(18) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意

事項を再整理する。

(19) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) 想定される事業リスクの検討

現地治安・経済・感染症情勢・状況等、事業実施中及び実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計等での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

なお、ベトナムにおいては政府内手続き等に想定以上の時間が掛かる事態が散見される。EN、GA署名等に係る必要手続きの内容、所要期間についても確認を行う。

(21) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して確認・評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、①一渡航当たりの連続哨戒（パトロール）可能期間（日）、②堪航性（安全に航行可能な海象条件）（風浪階級）③重点海域への年間配備日数（日）等を想定している。これら指標の計測方法を準備調査報告書に記載することとする。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(22) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者と協議する。

(23) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）をベトナム政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(24) 準備調査報告書等の作成

ベトナム政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成する。

1) 概略事業費（無償）積算内訳書

2) 概要資料

- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版
- 7) 免税情報シート

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、(5)から(9)を成果品とする。また、「(7) 準備調査報告書」が最終成果品であり、提出期限は2024年7月31日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意することとする。

- | | |
|--|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 3 部
: 英文3部 |
| (3) 第一次現地調査結果概要 | : 和文 3 部 |
| (4) 準備調査報告書 (案) | : 和文 3 部
: 英文3部 |
| (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (6) 概要資料 | : 和文 1 部 |
| (※完成予想図を含む。) | |
| (7) 準備調査報告書 | : 和文 (製本版) 10 部及びCD-R 1 枚 |
| (※完成予想図及び | |
| 進捗報告書初版を含む) | : 英文 (製本版) 10部及びCD-R 3枚
: 和文 (先行公開版) 3部及びCD-R 1枚 |
| (8) 機材仕様書 | : 和文 3 部、英文 5 部 |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚 (デジタル画像 4 0 枚程度) |
| (10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 | : 2 部 |
| (11) 免税情報シート | |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については設計・積算マニュアル補完編及び機材編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 先行公開版) を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	調査対象地（本調査内で、大陸側、離島それぞれ具体的にどこを調査対象とするか）及び調査方法	第6条 実施方針及び留意事項 (5) 係留施設等の検討

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：警備艇・巡視艇無償供与に係る各種業務・調査
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／船舶建造計画／運航・維持管理計画
- 船体設計／艀装設計

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.94 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／船舶建造計画／運航・維持管理計画）】

① 類似業務経験の分野：警備艇・巡視艇無償供与に係る各種業務・調査（特に船舶建造計画／運航・維持管理計画）

② 対象国及び類似地域：ベトナム国及び全途上国

③ 語学能力：英語

④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：船体設計／艀装設計】

① 類似業務経験の分野：警備艇・巡視艇無償供与に係る各種業務・調査（特に船体設計／艀装設計に係る業務）

② 対象国及び類似地域：ベトナム国及び全途上国

③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年8月下旬より第一次現地調査を行い、同年10月上旬に第一次現地調査結果概要を提出する。その後国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2024年1月下旬に第二次現地調査（概略設計説明調査）にて準備調査報告書（案）を先方政府へ説明する。その上で、2024年2月中旬までに準備調査概要資料、2024年7月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	23年 8月	9月	10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
（概略設計調査）												
事前準備	□											
現地調査(OD)		■	■									
国内解析			□	□	□	□						
越国内承認手続支援					■							
概略設計ドラフト説明(DOD)						■						
国内整理							□					
概略設計概要資料提出								△				
最終報告書提出												▲

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.58 人月（現地：4.53人月、国内10.05人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／船舶建造計画／運航・維持管理計画（2号）
- ② 船体設計・艀装設計（3号）
- ③ 機関設計・電気設計
- ④ 機材計画／積算
- ⑤ 自然条件調査／係留施設計画
- ⑥ 事業承認手続き支援

3) 渡航回数を目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 気象・海象調査
- 深淺測量

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

（特に無し）

2) 公開資料

- 対ベトナム国開発協力方針
000072247.pdf (mofa.go.jp)
- ベトナム国 海上保安能力強化事業事前評価表
政府説明資料 (jica.go.jp)
- ジブチ共和国 タジュラ湾海上輸送力増強計画基本設計調査報告書（参考）
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000173773>
- ジブチ共和国 海上保安能力向上計画準備調査報告書（先行公開版）（参考）
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000045912>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有

2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（6）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

59,599,000円（税抜）

なお、定額計上分 1,144,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費	第8条「報告書等」	1,144,000円	資料等翻訳に係る費用	一般業務費 資料等翻訳費

(5) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路ではベトナム国ハノイ及びホーチミンへは東京からの直行便（JAL、ANA、ベトナム航空）を使用します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

ベトナム国水上保安能力強化計画準備調査に係る自然条件調査等仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査等は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件、環境状況を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査等は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 気象・海象調査

- ・調査目的 : 巡視艇の運航に影響を与え得る自然条件の特性を把握する
- ・調査位置 : ハイフォンーニャチャン間寄港地・航路及びバクロンビ島を主眼とした離島周辺と離島までの航路
- ・調査内容 : 気温、湿度、降水量、風向/風速、波浪、潮流、潮位録等に関して、既存記録/データ・資料の収集、ヒアリング等を行う。
- ・実施方法 : 直営または現地再委託
- ・成果品 : 気象・海象調査結果（準備調査報告書に記載）

(2) 深淺測量

- ・調査目的 : 巡視艇の運航に影響を与え得る海底の地形情報を把握する
- ・調査位置 : 巡視艇係留予定地
- ・調査内容 : 海底の現況地形
- ・実施方法 : 直営または現地再委託
- ・成果品 : 深淺図（明瞭な図を準備調査報告書に掲載する）

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者/船舶建造計画/運航・維持管理計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者/○○○○</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：船体設計・艤装設計	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	